

資料-2 第55回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第55回河川保全利用委員会(H31.3.14)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第55回委員会での審議結果	第56回河川保全利用委員会 審議内容	第56回委員会 配布資料
3. 議事 1)第54回委員会活動の整理事項	●「資料-2 第54回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	—	—
2)野洲川改修記念公園の更新申請に係る審議	●(1)審査表について 事務局から「資料-3 審査表」の説明を受けて審議を行った。	—	—	—
	●(2)意見書(案)について 事務局から「資料-4 意見書(案)」、「資料-4-1 意見書(参考)」の説明を受けて審議を行った。		・提出された意見を反映させた意見書(案)を承認し、細かい文言については委員長、副委員長、事務局で調整して最終意見書として取りまとめを行う。	—
3)今後の委員会審査の試行(案)について	●河川管理者から「資料-5 今後の委員会審査の試行(案)について」の説明を受けて審議を行った。 ・保全利用委員会は、河川管理者としての判断をする役割ではなく保全利用の立場から管理者に意見を出して助言を行うという位置づけのはず。管理者は一意見として聞いて、それをもとに総合的判断をするもの。最終的に判断するのは当委員会ではなく、河川管理者という方向性にするのが一番の変更部分である。しかし手続きが変わることで、委員会が骨抜きになってしまうか懸念される。 ⇒(管理者)委員会は必要だと考えており、出された意見を受け取って河川管理者として判断するものと考えている。 ・審査の項目を簡略化することで議論はシンプルになると思うが、許可申請説明書の内容も薄くなってしまうと議論の余地がなくなるのでは。資料としては今までの形態で、同様の情報量が必要である。 ⇒(管理者)河川法の許可申請時に、申請内容として必要最低限のものがあ、申請書をベースにしており薄くはならない。足りないものがあれば試行の中でこんな説明が欲しいと言ってもらえればよい。 ・基本理念や基本方針が今後変わると、書きぶりや内容が変わってくる。理念と方針に照らして基本的に満足していれば占用が認められるが、(管理者が判断して許可するなら)大分ニュアンスは変わってくるだろう。		・今後の委員会審査の試行(案)を承認し来年度以降1年または2年、試行を行う。	—
4. 委員会の今後のスケジュール	●「資料-6 審議対象となる野洲川占用施設一覧」により説明を受けた。	—	—	—
5. 一般傍聴者からの意見聴取	なし	—	—	—
6. その他	なし	—	—	—

(案) 審議対象公園の許可状況について

■平成30年度委員会審議対象公園

- ① 野洲川改修記念公園 (守山市)
- ② 野洲川川田河川公園 (守山市)

①野洲川川田河川公園 (守山市)

平成30年12月27日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
平成31年2月14日 守山市より占用許可申請
平成31年3月14日 許可処分 (許可書交付時に意見書の説明実施)

②野洲川改修記念公園 (守山市)

平成31年3月18日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
平成31年3月8日 守山市より占用許可申請
平成31年3月29日 許可処分 (許可書交付時に意見書の説明実施)

前回意見書(抜粋)(平成29年12月21日)

野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)

整備経緯・利用状

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場(せせらぎ水路)、ホタル広場(ホタル水路)、イベント広場、自由広場がある。

せせらぎ広場及びホタル広場に整備されていたせせらぎ水路及びホタル水路については河川管理者と野洲市及び守山市間で協議が実施され、平成28年から29年にかけて撤去が行われた。また、河川管理者が整備した河川管理用通路を園路(ピワイチよりみちコース)として地域活性化及び健康増進に資するために平成29年8月に国から占用許可を受けている。

委員会の判断

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は小さいと判断され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、特に新たに整備されたピワイチよりみちコースの利用状況も増加すると考えられ、今後更なる健康増進に寄与する可能性が期待でき、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければならない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

■ 占用許可の更新に関する要望事項 ■

要望事項

- ① 身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。また、今後ピワイチよりみちコースの駐輪場については、委員会による審査の判断を念頭におかれたい。
- ② 施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ③ 野洲川の生態系にふれあえる形態についても今後検討されたい。
- ④ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑤ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑥ 園路(ピワイチよりみちコース除く)の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑦ 施設利用者の安全確保について、新たに整備されたピワイチよりみちコースでの歩行者の通行方法を含め、さらなる配慮をされたい。
- ⑧ 植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

過去の審議経緯

【平成21年度 占用許可期限更新に関する審議】

■ 意見書(平成21年10月23日)の意見と要望事項

○ 意見

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければならない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

○ 要望事項

- ① 当該施設が野洲川河川敷に存することにより、「誰もが河川と容易にふれあえる施設」であることを、申請者はより深く認識するとともに、施設利用者にもそれらについての理解が深められるような活用方法を検討されたい。
- ② 身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ③ 広く流域住民・施設利用者の意見を聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ④ 「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦ 園路の舗装について、自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧ 施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨ 高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

【平成26年度 占用許可期限更新に関する審議】

■ 意見書(平成26年9月1日)の意見と要望事項

○ 意見

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと判断され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければならない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

○ 要望事項

- ① 身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ② 施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ③ 「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。また、野洲川生態系にふれあえる形態についても今後検討されたい。
- ④ 「ホタル広場」におけるホタルの生育管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦ 園路の舗装について、自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧ 施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨ 高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

野洲川ふれあい広場占用許可申請説明書の概要等

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(概要、要点等)	参考(前回審査の判断(H29審査表より抜粋))	説明書に対する河川管理者の見解、判断等	備考
-	-	-	1 野洲川ふれあい広場の概要 ○改修工事で整備した高水敷に、「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき河川管理者が整地等(環境整備事業)を行い、野洲市・守山市が占用許可(平成6年10月)を受け公園を整備した。 ○主な施設は、せせらぎ広場、ホタル広場、イベント広場、自由広場、で構成。 ○せせらぎ水路(せせらぎ広場)、ホタル水路(ホタル広場)は、平成28年～29年に河川管理者が撤去。 ○平成29年8月に、河川管理用通路を園路(ピワイチよりみちコース)として占用許可。	-	-	
-	-	-	2 占用の経緯 (省略(占用許可申請説明書の記載のとおり))	-	-	
A 基本理念 と基本方針 等の検証	A-① 基本理念 に対する 満足状況	●基本理念(案-2)の内容を満足しているか	3 審査区分 A 基本理念と基本方針等の検証 A-① 基本理念に対する満足状況 ●地域住民や自治体からのニーズの内容 ○気軽に野洲川の自然を感じることができ、地域住民が運動や散歩などを楽しんでいる。 ○原則、自由使用のため、利用時間の制限はない。 ○旧建設省、野洲市、守山市が共同で整備した施設で、必要性が高い。 ●オープンスペースである河川敷地の多様な利用の状況 ○自然散策等、健康増進のための親水空間として、川が持つ安らぎや癒しを享受できる。 ○自治会や団体が開催するイベントなどに利用され、地域活動の活性化に役立っている。 ○ピワイチよりみちコースの併設に伴うサイクリングやジョギングの休憩場所、ウォーキング、鼓笛隊の練習、ボール遊びなど、交流の場となっている。 ●環境学習を推進する場として利用を推進している内容 ○自然環境を体験・学習できる場として活用できるよう取り組む。	(A11基本理念) 野洲川そのものとのふれあいであることを認識しており、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつであると考え。	○野洲川とふれあえる河川空間として多様な利用がされており、地域住民や自治体のニーズが認められる。 ○河川管理者として、環境学習を推進する取組について占用者と話し合いを進めている。 ○「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態のひとつと判断でき、基本理念に合致する。	
	A-② 基本方針 の各項目 に対する 満足状況	●基本方針の6項目を満足しているか	A-② 基本方針の各項目に対する満足状況 ●河川環境の保全・修復を踏まえた取組内容 ○除草作業を年2回、通年で清掃を行っている。 ●治水・河川管理及び適正な利水・利用に資する取組内容 【治水上の取組】 ○構造物は、洪水時に治水上の支障を生じさせないよう必要最小限の施設を整備している。 ○洪水時は、「野洲市野洲川ふれあい広場管理要綱」に基づき、水位の確認や必要な体制要員を確保する。 【治水上・河川管理上の取組】 ○適切な維持管理は、河川内の樹林化を抑制し、流下能力の維持や河川管理施設の巡視の視界確保などにつながる。 【利用に資する取組】 ○イベント等占有的使用の際は、事前に申請書を提出させ調整することで利用の集中を防ぐ。 ●誰もが川とふれあえる取り組み内容 ○野洲市スポーツ推進計画が目指している「躍動、感動、夢があふれるスポーツのまち 野洲」の一環として、広く利用される公園として整備。 ○誰もが野洲川に触れ合える場として、利用制限は設けていない。 ●治水上の安全と利用者の安全に配慮した内容 【治水上の安全】 ○「野洲川ふれあい広場管理要綱」に基づき、出水時の緊急体制を構築している。 【利用者の安全】 ○「野洲市地域ふれあい公園条例」、「野洲川ふれあい広場管理要綱」に基づき、利用者が安心して利用できる環境を確保している。 ○迷惑行為の禁止注意看板を設置し、流域住民の安全に配慮している。 ○管理委託(シルバー人材センター)による場内巡回時における構造物の安全確認(目視・触診)、ゴミの持ち帰りや危険行為の禁止等の指導を実施している。	(A21基本方針) せせらぎ水路及びびたる水路が撤去され、河川管理用通路が整備されつつあることを踏まえてもおおむね満足している。	(基本方針(1)関係) ○除草剤等は使用せず、管理作業車は小型車両で低速走行するなど、環境へ配慮した適正な維持管理により、現状の河川環境の保全につながる。 (基本方針(1)関係) ○各取組は、治水、河川管理、利用に資すると認められる。 (基本方針(2)関係) ○自由使用が原則であり、誰もが河川空間としての野洲川に容易にふれあえる。 (基本方針(3)関係) ○出水時の体制が構築され、構造物は必要最小限かつ流出しない構造となっている。また、毎年、出水期前に工作物点検が行われており、治水上の安全に配慮されている。おり、治水上の安全に配慮されている。 ○条例や管理要綱に基づき、利用者の安全に配慮した措置が講じられている。	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(概要、要点等)	参考(前回審査の判断(H29審査表より抜粋))	説明書に対する河川管理者の見解、判断等	備考
			<p>●整備の範囲を必要最小限とした説明 ○施設利用者の変化の把握や市民等の意見・要望を集約し、施設利用のあり方や統合・廃止を検討する。 ○老朽化や利用者の極端な減少が顕著になれば、施設を縮小し自然化を進める。</p> <p>●自然環境の復元と整備した資材の廃棄が容易となる工夫の内容 ○駐車場は、非舗装を維持している。 ○占用の必要がなくなった場合に、早期の自然環境の修復や復元が可能となるよう、比較的容易に撤去できる構造物で整備している。</p> <p>●利用が競合する関係者間の合意形成の内容 ○イベント等占有的な使用は、地域ふれあい公園条例に基づく許可制により一時的な利用の集中回避の調整が可能。 ○利用者の集中が想定される場合は、イベント開催者に臨時駐車場や仮設トイレの設置、警備員の配置等を検討させる。</p> <p>●数多くの人々に利用されている状況、又は、利用が想定される根拠 ○準工業区域と隣接しているため、豊かな自然が形成されている河川敷として多くの市民に利用されている。 ○自治会や団体等多人数の行事に利用しやすく、地域活動の活性化に役立っている。 ○自転車歩行者専用道路が併設され、サイクリングやランニングの休憩場所になっている。 ○夏季シーズンの土日は30人～50人の利用者(9時～13時頃)がいる。</p> <p>●存続・新設に対する自治体、住民からの要望の内容 ○設置から25年が経過したが、設置に対する苦情等は皆無。 ○休園日や利用時間の制限が無く自由利用できる公園は付近になく、住民のニーズがある。</p> <p>●現状の自然環境の保全に配慮している内容 ○駐車場を堤内地側に設置し、車両の高水敷進入を抑制している。 ○管理作業は小型車両を使用し低速走行しており、除草剤等は使用しないなど、自然環境への影響を抑えている。</p> <p>●防災機能としての役割を果たしている内容 ○適切な維持管理による河川内の樹林化を抑制することで、流下能力の維持や河川巡視時の視界の確保など防災機能の維持に寄与している。</p>		<p>(基本方針(4)関係) ○必要最小限の根拠記載はない(自由使用に関する適正面積の根拠基準等はない)が、多様な利用実態に応じた規模であり、説明書や図面等から特別過度とは認められない。 ○治水や管理等に資する面を有することから、必要性が認められる。</p> <p>(基本方針(4)関係) ○撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の状態への復元は比較的容易である。</p> <p>(基本方針(5)関係) ○利用の集中が想定されるイベント等について、利用が競合しないよう調整できる体系が整えられている。</p> <p>(基本方針(6)関係) ○多様な利用が認められ、地域住民(自治体含む)から存続が望まれていると判断できる。</p> <p>(基本方針(6)関係) ○河川環境の保全に配慮した取組が認められる。</p> <p>(基本方針(6)関係) ○適正な維持管理により樹林化抑制につながっている。また、災害時には避難場所としての利用が可能で、防災機能の役割を有している。</p>	
A-③	前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取組状況	●前回の意見書、委員会意見、河川管理者の指導に対して取り組んでいるか	<p>A-③ 前回意見を踏まえた河川管理者からの指導に対する取組状況</p> <p>●河川管理者の指導内容に対する具体的な取組内容 <平成29年12月21日意見書の要望事項に対する考え方> ①身体障がい者用駐車スペースの確保に努められた。また、今後ピワイチよりみちコースの駐輪場については、委員会による審査の判断を念頭におかれた。 (回答) ○身体障がい者用駐車スペースは、施設へのアプローチの確保が困難。 ・高水敷に確保する場合、高水敷への進入路の設置に多額の費用が必要。 ・現在の駐輪場(堤内地)に確保する場合、高水敷までのスロープ等がなく、費用の関係上実現が困難。 ・設置に関する要望や苦情・相談等は、特にない。 ○ピワイチよりみちコースの駐輪場は必要性を検討している。 ・ピワイチよりみちコースの利用者は極端に多くはない状況で、設置に関する要望や苦情・相談等は特にない。 ○今後の利用者の変化や設置要望等を考慮し、必要性を検討する。</p> <p>②施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に引き続き努められた。 (回答) ○ホームページや各種の公聴制度により、市内外より幅広く意見を聴取している。 ○利用者からの意見は維持管理に反映するよう努める。 ○せせらぎ水路・ホタル水路の撤去や園路(サイクルロード)の設置に関して、特に要望、苦情等はない。</p> <p>③野洲川の生態系にふれあえる形態について今後検討された。 (回答) ○継続して生態系にふれあえる形態を検討している。 ○川辺へ降りられる親水護岸の整備などを河川管理者と協議する。</p>	<p>(C25駐輪・駐車場) 身体障がい者用の駐車スペースの確保の取り組みが進んでいない。なお、ピワイチよりみちコースとしての駐輪場の必要性については今後の利用状況等を踏まえたの判断となる。</p> <p>(C42利用者意見) ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがあり、利用者からの意見を反映するよう努めている。</p>	<p>○予算上の制約や設置要望(利用者の意見等)を総合的に考慮すると、占用者の見解はやむを得ないと考える。</p> <p>○意見を聴取できる仕組みがあり、利用者からの意見を反映するよう努めており、問題はない。</p> <p>○親水護岸の整備を検討していることから、占用者からの協議を待ち対応する。</p>	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(概要、要点等)	参考(前回審査の判断(H29審査表より抜粋))	説明書に対する河川管理者の見解、判断等	備考
			<p>④動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、配慮するよう検討された。</p> <p>(回答) ○河川水辺の国勢調査から多様な生物の生息が確認できるため、生態系に影響を与えないよう、除草剤等の未使用や新たな構造物は設置しない等の取り組みを続けていく。</p>	<p>(D14-1陸生生物、D14-2水生生物) 申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、特に貴重種や保全対象種については、河川管理者からの助言を求めながら、申請者による配慮が必要である。</p> <p>(D15生態系) 申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、生態系に及ぼす影響について河川管理者からの助言を求めながら、申請者による配慮が必要である。</p>	<p>○生物の生息が確認され、これからも影響を与えない配慮が行われると認められる。</p>	
			<p>⑤施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。</p> <p>(回答) ○費用面の制約もあり、具体的手法について両市で協議を続ける。</p>	<p>(D45歴史文化) 共存可能と思われる。ただし、施設利用者が地域の歴史・文化への理解を深められるように配慮されたい。</p>	<p>○昨年、「野洲川放水路通水40周年記念」イベントを通じて、野洲川の歴史や地域の再認識、防災意識の啓発を行った。</p>	
			<p>⑥園路(ピワイチよりみちコース除く)の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。</p> <p>(回答) ○施設の改修時に自然化に配慮した構造を検討しており、改善していく。</p>	<p>(D41景観) 影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。</p>	<p>○改修時の配慮・改善が検討されており、問題はない。 ○園路は、河川緊急車両の通行が想定されるため、舗装自体は必要と考える。</p>	
			<p>⑦施設利用者の安全確保について、新たに整備されたピワイチよりみちコースでの歩行者の通行方法を含め、さらなる配慮をされたい。</p> <p>(回答) ○堤防から階段を降りた園路(ピワイチよりみちコース)部分に、横断歩道の設置等により自転車利用者に対する注意喚起を検討する。具体化できるよう河川管理者と検討する。</p>	<p>(B31人への安全) おおむね満足しているが、駐車場から占用施設への移動動線及び自転車利用の増加が考えられる河川管理用通路における人への安全への配慮が必要である。</p>	<p>○施設の安全確保はおおむね満足している。 ○注意喚起の検討は、占用者の協議を待ち対応する。 ○施設手前(下流側)のピワイチよりみちコースに、注意喚起看板を設置(河川管理者)している。</p>	
			<p>⑧植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。</p> <p>(回答) ○植え替え時、または公園全体の改修時に、在来植生に配慮した植樹を実施できるよう取り組む。</p>	<p>(D43植栽) 在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。また、植樹については、植え替え時等に在来植生に配慮した植樹を行うこととされている。</p>	<p>○植樹の植え替え時等の対応が検討されており、問題はない。</p>	
B	B-① 占用施設の計画と設置理由の検証	<p>●施設が必要な理由は基本理念、基本方針に照らして妥当か</p> <p>●施設の規模、面積は必要最小限か</p> <p>●堤内地で代替できない施設であるか</p> <p>●占用施設の利用に関しての地域住民等から要望はあるか</p> <p>●占用に係わる事業計画は、当該地域の防災計画や地域計画に位置付けられているか</p>	<p>B 占用施設の計画と設置理由の検証 B-① 占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯</p> <p>●基本理念、基本方針と事業計画、施設内容との整合性 ○基本理念「川でなければならぬ利用、川に生かされた利用」を尊重し、基本方針に準じて整備・管理している。 ○野洲川の自然環境を活かし、気軽に自然を感じ心身を育むスポーツを享受できる公園として利用されている。 ○占用物件の増加は自然化の逆行となるため、明確な理由がない限り施設の新設は行わない。</p>	<p>(B11必要理由) せせらぎ水路及びホテル水路が撤去され、河川管理用通路が整備されつつあることを踏まえても基本理念及び基本方針にほぼ合致した利用が継続されると考えられる。河川の自然環境への影響は小さく、やすらぎの場、レクリエーションの場、地元交流の場としても活用されており妥当であると判断される。</p>	<p>○前回審査以降、本施設の位置付けは変わっておらず、基本理念・基本方針に照らして妥当と判断する。</p>	
			<p>●施設規模・必要面積・区域等を、必要最小限に設定した根拠 ○施設利用者の変化の把握、意見・要望の集約を行い、施設利用のあり方と施設の統合・廃止を検討。 ○老朽化や利用者の極端な減少が顕著になれば、施設を縮小し自然化を進める。</p>	<p>(B12適正面積) おおむね妥当であるが、縮小を検討する余地はある。</p>	<p>○必要最小限の根拠記載はない(自由使用に関する適正面積の根拠基準等はない)が、多様な利用実態に応じた規模であり、説明書や図面等から特別過度とは認められない。 ○治水や管理等に資する面を有することから、必要性が認められる。</p>	
			<p>●堤内地で代替できない施設である根拠、代替可能性の検討結果 ○河川敷を利用した広大な河川空間を共有しており、遊びや運動、休憩、散歩などを楽しむことができる。 ○安らぎを感じる河川空間を提供できる施設であり、堤内地で代替場所を確保することは困難。</p>	<p>(B21代替可能性) 河川とのふれあひ、河川空間を体感するという点では代替できない。</p>	<p>○野洲川の自然や景観にふれあえる河川空間として利用されており、堤内地では代替できない。</p>	
			<p>●占用施設の利用に関しての地域住民等からの要望の内容 ○駐車場が未舗装(雨天時の水溜まり、凹凸)のため舗装要望があるが、現状で理解を求めている。 ○施設の利用者の変化の把握、意見・要望等は市HP等から受付しており、施設利用のあり方と施設の統合・廃止の検討を進める。</p>	—	<p>○要望等を聴取できる仕組みがある。</p>	
			<p>●地域防災計画、総合計画、都市計画マスタープラン等の地域計画における当該事業の位置づけ ○野洲市地域防災計画により、「地震」、「土砂災害」時の指定緊急避難場所に指定。 ○野洲市都市計画マスタープランの地域別構想で、「地域住民が気軽に利用し、コミュニティ活動の推進を図る施設である地域ふれあい公園等の充実」に努めます。」と規定。</p>	—	—	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(概要、要点等)	参考(前回審査の判断(H29審査表より抜粋))	説明書に対する河川管理者の見解、判断等	備考
		●当該地域の占用によって防災機能が発揮されるか	●震災、火災などが生じた折に当該地域が防災拠点として發揮できる機能 ○野洲市・守山市の市街地と隣接し、主要幹線道路からのアクセスが容易。 ○平坦で広大な面積を有し、災害時の避難、復興、復旧の拠点として利用しやすい。 ●占用地の適切な維持管理によって流下能力を維持(樹林化防止)できる理由 ○高水敷を放置することで樹林化が進行し、10年程度で高木が密に茂る可能性がある。 ○占用地を適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制し、洪水時の流下能力を維持する役割を果たしている。		○災害拠点として利用可能であること、占用が洪水流下能力の維持につながるなど、防災機能としての役割を有すると認められる。	
	B-② 現許可内容からの変更計画	●従前の占用許可期間における施設内容の変化、及び、その理由は適切か	B-② 現許可内容からの変更計画 ●占用期間において施設内容に変化があった場合は、その内容と理由の妥当性 ○高圧送電鉄塔移設工事により、施設範囲内の鉄塔の位置が変更。 ○関西電力による変更後の精査面積確定後、本施設の面積変更申請手続きを実施する。	(C12施設の変遷) 水防倉庫及び便所を占用施設として追加している。(H26.9.29 第44回委員会にて報告して了解を得ている)また、河川管理者による河川管理用通路整備に伴い河川管理用通路を園路(自転車歩行者専用道路)として利用するために追加(H29.8.22付け国近整葎占調河占第47号)している。なお、占用施設ではないがせせらぎ水路及びホテル水路について河川管理者との協議の結果、平成28年～29年度にかけて撤去している。これらの施設の変遷については問題はない。	○関西電力(株)による鉄塔の移設に伴うもので、占用者に原因はない。	
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C-① 施設配置計画	●施設配置計画は地元や流域住民の意向を反映しているか	C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証 C-① 施設配置計画 ●申請者が、設置する施設周辺の地元理解を得た方法(得る方法) ○市民からの意見はホームページ等で随時受け付け、野洲市、守山市で情報共有。 ●利用計画策定に際して広く流域住民の意向を把握した結果 ○設置から25年が経過したが、設置に対する苦情等は皆無。市民の理解が得られていると判断している。	(B42地元の理解) 設置時には地元住民の理解を得るための手続きは行われていないものの、現在の利用実態を考慮すると野洲川ふれあい広場として利用されていることは地元へ広く認識されていると考えられる。 (C41意見聴取) ホームページ、各種公聴制度により市内外より意見を聴取できる仕組みがある。	○現在の利用実態から、地域住民に広く認識されていると考えられる。	
	C-② 施設の維持管理計画、管理体制	●施設の維持管理計画は適正であるか	C-② 施設の維持修繕計画、管理体制 ●洪水時の安全を確保するための管理方法 ○「野洲市野洲川ふれあい広場管理要綱」に基づき、出水時に水位確認、体制職員の確保を行っている。 ○毎年、出水期前に工作物点検を実施している。 ○自然災害や事故発生時の利用者や近隣住民の安全対策は、野洲市地域防災計画に基づき対応する。 ●適正な利用を促すための管理方法(維持管理計画、管理人等の配置) ○日常管理(除草、清掃、パトロール)は、公益社団法人野洲市シルバー人材センターに委託。 ○大規模イベント等に利用する場合は、地域ふれあい公園条例に基づく許可が必要であり、施設利用者に対して禁止事項や利用上の注意事項等を詳細に説明している。 ○管理委託により、利用者が多い土・日、祝日の園内の巡回、施設の利用状況の点検等を行っている。 ●トイレ、休憩施設等の便益施設の確保と適正な維持管理の方法 ○トイレは週2回の清掃を実施。ゴミは、利用者による持ち帰りを指導。 ○看板による注意喚起のほか、ごみ箱を設置しないことにより家庭ごみの持ち込みを防止している。 ○やむなく放置されたごみは、管理委託により適正に処分している。	(D22-2構造物流失) ー(洪水時に流出する構造物がないため、適用外) (D22-3構造物撤去) ー(冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外)	○洪水時の体制要員の確保や出水期前の占用工作物点検が行われており、問題はない。	
	C-③ 施設利用方法	●利用者が川とのふれあい可能な施設か	C-③ 施設利用方法 ●利用者が川とふれあえる内容・活動 ○親水空間として、川が持つ安らぎ・癒し、自然との共生を感じることができる。 ○野洲川の水面に直接触れることはできないが、野洲川や眺望等広大な空間を体感でき、公園を利用することが「川」とふれあうことになる。 ●河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績) ○河川環境に対する公園利用者の関心を高めることに取り組んでいる。 ○今後も、野洲川の自然環境側面の活動を機会あるごとに広く一般に啓発する。	(C15維持管理) 管理要綱や委託契約(除草作業、清掃作業、監視作業)により、適正に行われている。 (C24利用者対応) 管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。 (C22便所) 適正に維持管理されている。	○管理方法について特に問題はない。	
				(C33川とのふれあい) 河川敷という点ではふれあいは可能である。	○自由使用が原則であり、誰もが河川空間としての野洲川に容易にふれあえる。	
				(C34河川愛護保護活動) 活動計画、実績はないが、今後は行われることを望む。	○河川管理者として、環境や治水等の理解を促す取組について占用者と話し合いを進めている。	

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(概要、要点等)	参考(前回審査の判断(H29審査表より抜粋))	説明書に対する河川管理者の見解、判断等	備考
		●設置する施設は広く利用できる施設か	●設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではない理由 ○地域ふれあい公園条例に基づき、公共性を重視。 ○条例等で禁止されている行為を行わない限り、何人でも自由に利用できる。利用制限は設けていない。	(B41公共性) 排他・独占的ではない。	○自由使用が原則であり、排他独占的ではない。	
			●既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行った結果 ○隣接する河川占用公園(野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園)は、本施設(川とふれあう親水空間)と異なる存在であること、堤内は野洲川とのふれあいが困難であることから、近隣に既存の類似施設はない。	(C14共同利用) 他の施設の所管者との協議はされておらず、共同利用について説明されていない。	○近隣に類似施設はない。	
	C-④ 施設利用状況	●占用施設の利用状況を把握できるか C-④ 施設利用状況 ●占用施設の利用者数を把握する方法 ○常駐の管理人がいないため利用者数の統計はとっていないが、「川の通信簿」により利用者の把握は可能。 ●利用者の変動等の施設利用状況に対応する方法 ○イベント等占有的な使用は、地域ふれあい公園条例に基づく許可制により一時的な利用の集中の回避調整が可能。 ○利用者の集中が想定される場合は、イベント開催者に臨時駐車場や仮設トイレの設置、警備員の配置等を検討させる。	(C21利用状況) 正確に把握しているとは言い難い。 —	○自由使用が原則であるため調査は行っていないが、既存資料(川の通信簿)により利用者数を確認している。 ○利用の集中が想定されるイベント等について、利用者の変動に応じた対策が検討されており、問題はない。		
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D-① 環境・景観への影響に対する配慮	●占用地の整備・管理・利用によって、占用区域とその周辺の自然生態系、自然環境、生活環境に与える影響は軽微か	D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証 D-① 環境・景観への影響に対する配慮 ●占用区域とその周辺の自然生態系、自然環境、生活環境の現状と規制内容・配慮事項等の把握した内容 ○環境面の特別な法的規制はかかっていない。 ○河川水辺の国勢調査から、近辺に重要種の生息が確認できるため、極力環境(生態系)に影響を与えない配慮を行う。 ●占用区域とその周辺の自然生態系、自然環境、生活環境に与える影響を予測した結果、影響の有無 ○大気質・河川水質・底質・土壌・地下水に悪影響を与える発生源(構造物)はない。 ○騒音や震動を発生させる発生源(構造物)はない。 ●占用区域とその周辺の重要種の生息・生育に対して影響を与えない理由 ○今後、重要種の生息・生育に影響を与える可能性のある地形改変を伴う施設整備計画はない。 ○公園区域の低水護岸から流路側(低水路)は、野洲川の自然環境が連続した状態で残されているため、重要種などの生息域を大きく分断することはない、本施設による影響は軽微である。 ●占用地と周辺の自然環境、生活環境への影響を軽減する取組の内容 ○除草剤や殺虫剤等は使用しない。 ○簡易トイレ(汲み取り式)は悪臭を拡散させないよう適切に管理している。 ○管理作業車は高水敷作業道を通行し、自然への影響を配慮し低速で走行している。 ○植樹の植え替え等の機会がある場合は、在来植生に配慮した植樹を行う。	(D11-1大気汚染、D11-2水質汚濁・底質汚染、D11-3土壌汚染、D11-4地下水、D11-5騒音・振動、D11-6悪臭、D12地形改変) 申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 (D13整備の影響) 生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。 (D14-1陸生生物、D14-2水生生物) 申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、特に貴重種や保全対象種については、河川管理者からの助言を求めながら、申請者による配慮が必要である。 (D15生態系) 申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、生態系に及ぼす影響について河川管理者からの助言を求めながら、申請者による配慮が必要である。 (D17作業車の通行影響) 影響は軽微である。	○生物の生息環境を分断する可能性があるが、環境に悪影響を与える構造物はなく、影響を軽減する取組が行われていることから、環境への影響は軽微であると認められる。	
(景観)	●占用地の整備・管理・利用によって、占用区域とその周辺の景観に与える影響は軽微か	(景観) ●景観の現状と規制内容、配慮事項の整理結果 ○野洲市は、平成24年6月1日に「景観行政団体」となり、景観に配慮した公共施設の整備が求められている。 ○野洲市景観計画で、野洲川を景観重要公共施設として指定を検討していく。 ●景観に与える影響予測の結果 ○設置から25年が経過する過程において、公園施設や河畔林(松林)と野洲川の風景が三上山の眺望の視点場となり、良好な景観施設になっている。 ●景観に与える影響が軽微である理由 ○芝生広場が大部分で、わずかに植栽した高木、低木によって構成されており、周辺景観に及ぼす影響は軽微である。 ○周辺の風景や地域の風土・文化と共存しており、地域の心象景観に溶け込んでいる。	(D41景観) 影響は軽微であるが、園路の舗装等について改善の余地がある。 (D43植栽) 在来植生を考慮していないが、周辺環境への影響は大きくない。また、植樹については、植え替え時等に在来植生に配慮した植樹を行うこととされている。	○景観上著しい支障となる構造物はなく、影響は軽微と考える。		

区分	基本的事項	占用許可審査の観点	占用許可申請説明書(概要、要点等)	参考(前回審査の判断(H29審査表より抜粋))	説明書に対する河川管理者の見解、判断等	備考
	(治水)	●治水上の支障が生じない施設整備、利用形態になっているか	<p>(治水)</p> <p>●施設の構造物が洪水時に治水上の支障を生じさせない理由</p> <p>○自然災害の発生時に、「野洲川ふれあい広場管管理要綱」に基づき、市職員による水位監視やパトロールを行う体制を構築している。</p> <p>○毎年、出水期前に工作物点検を実施し、琵琶湖河川事務所に提出している。</p> <p>●洪水時に構造物が流出しない対策の内容と流出した場合の処置の方法</p> <p>○構造物(工作物)は、洪水時に治水上の支障が生じない構造で整備している。</p> <p>○万一、工作物が流出した場合は、速やかに河川管理者に連絡し、回収、再整備、再流出対策を適切に実施する。</p> <p>●冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合の洪水時を想定した構造物の撤去訓練の実施方法</p> <p>○洪水時に撤去が必要な工作物は設置していない。</p>	<p>(D21治水)</p> <p>影響は軽微である。</p> <p>(D22-1構造物)</p> <p>—(治水上支障となる構造物がないため、適用外)</p> <p>(D22-2構造物流失)</p> <p>—(洪水時に流出する構造物がないため、適用外)</p> <p>(D22-3構造物撤去)</p> <p>—(冠水時に影響を受ける構造物がないため、適用外)</p>	○治水上支障となる構造物がなく、影響は軽微である。	
	(利水)	●利水上の支障が生じない施設整備、利用形態になっているか	<p>(利水)</p> <p>●占用施設が利水上の支障にならない理由</p> <p>○占用区域とその周辺の河川水質・底質・地下水・河川伏流水に影響を与える施設はない。</p> <p>○除草剤や殺虫剤等は使用していない。</p>	<p>(D31利水計画)</p> <p>占用施設に利水計画はない。</p>	○利水上の支障は軽微である。	

審査結果一覧表(野洲川ふれあい広場) 2020.09.14

基本方針	河川管理者の判断 (資料-5 A-②『基本方針の各項目に対する満足状況』における河川管理者の見解(基本方針(1)~(6)関係)等を踏まえて判断)	備考
(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。 (1) 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な維持管理により、現状の自然環境の保全を維持している。 ● 本施設が存在し適正に維持管理されることで、樹林化の抑制等につながり治水及び河川管理に資するものとなる。 ● 利用の調整を行い秩序を維持することで、適正な利用に資するものとなる。 	占有許可申請説明書、資料-5・A-②(C-②、C-④)に記載
(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 野洲川の河川空間に触れ合える場として多様な利用がされており、利用制限は設けていない。 ● 自由使用が原則であり、誰もが河川空間に容易にふれあえる。 	占有許可申請説明書、資料-5・A-②(C-③)に記載
(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造物は、洪水時に治水上の支障とならないよう、必要最小限の整備で、かつ流出しない構造となっている。 ● 毎年、出水期前に工作物点検が行われており、治水上の安全に配慮されている。 ● 利用者が安心して利用できるように、適正な維持管理や利用の指導などが行われている。 	占有許可申請説明書、資料-5・A-②(D(治水)、C-②)に記載
(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 範囲は、利用実態に応じた特別過度とは認められない規模で、自然環境への復元が容易な整備が行われている。 	占有許可申請説明書、資料-5・A-②(B-①)に記載
(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用の集中が想定されるイベント等に関して、地域ふれあい公園条例により利用が競合しない体制が整えられている。 	占有許可申請説明書、資料-5・A-②(C-④)に記載
(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川空間として多様な利用が認められ、地域住民や自治体から必要性や存続が望まれていると判断できる。 ● 自然環境に配慮した管理が行われており、防災の観点に資する役割が認められる。 	占有許可申請説明書、資料-5・A-②(D-①、B-①)に記載